

「北海道放課後児童支援員認定資格研修事業委託業務」のプロポーザルを次のとおり公募する。

令和3年(2021年)2月24日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 業務概要

- (1) 業務名  
北海道放課後児童支援員認定資格研修事業委託業務
- (2) 業務内容  
北海道放課後児童支援員認定資格研修の企画、運営  
なお、詳細は「北海道放課後児童支援員認定資格研修事業委託業務 企画提案指示書」による。
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和4年(2022年)3月31日(木)まで

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む。)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)又は単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
  - ア 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)、その他法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く。
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - エ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。  
また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
  - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
    - (ア) 北海道税及び札幌市税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ)
    - (イ) 本店が所在する都府県の事業税(北海道税又は札幌市税の納付義務がある場合を除く。)
    - (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

## 3 プロポーザル審査の考え方

参加表明を行った事業者から提出された企画提案を審査会で判断する企画競争を実施し、最も最適と思われる企画提案を行った事業者と、見積書の条件が合致した場合に業務を委託する。

### 【評価項目】

- ア 業務処理体制
- イ 研修の内容
- ウ 研修の実施方法

## 4 手続等

- (1) 担当部局(提出及び問合せ先)  
北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課保育育成係  
郵便番号 060-8588  
所在地 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 (代表)011-231-4111 内線25-770 (直通)011-204-5236  
FAX番号 011-232-4240
- (2) 企画提案書の交付期間及び交付場所
  - ア 交付期間 令和3年(2021年)2月24日(水)から3月3日(水)まで
  - イ 交付場所 (1)において直接交付又はホームページからのダウンロードによる。  
ホームページのURL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/index.htm>  
直接交付の場合の受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時45分から午後5時までとする。
- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法
  - ア 提出部数 1部
  - イ 提出場所 (1)に同じ。
  - ウ 提出期限 令和3年(2021年)3月3日(水) 午後5時までとする。(必着)
  - エ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)による。持参の場合の受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時45分から午後5時までとする。
- (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法
  - ア 提出部数 8部(社名は1部のみ記載し、残り7部には社名を記載しないこと。)
  - イ 提出場所 (1)に同じ。
  - ウ 提出期限 令和3年(2021年)3月10日(水) 午後5時までとする。(必着)
  - エ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)による。持参の場合の受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時45分から午後5時までとする。

## 5 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 詳細は企画提案指示書による。
- (3) 企画提案が多数の場合、予備審査を行う場合がある。